

# 令和3年度 申請見込を記入してください。

## 部 補助金見込額(予定)

### 巻末資料③

注) 1事業(大会)で申請できる事業は、1補助とする。一つの事業をA~Gに分けて該当させない。 注) 町等から出張旅費や費用弁償等経費が支出されるものは対象外。  
 注) 年度末の申告の際に全体の活動費が大幅に増えた場合、当初予算に照らし補助額を調整させて頂くことがあります。

【注意】  
 町の補助金をスポ協の補助金として、各団体へ交付するため、申請時には以下のことについて注意してください。

収支報告 予算・決算 受講した証明 証明が必要 証明が必要 証明する物が必要 証明する物が必要 証明する物が必要

	* (加入会員の健康増進事業)	A	B	C-①	C-②	D	*E	*F	*G		
交付対象事業		協会加盟団体が実施する町長杯や町主催及び共催、後援する競技種目開催に対する事業	協会加盟団体の指導者が県主催等の指導者講習会に参加し資格等を取得する場合(県少年団登録を含む)の指導者育成事業	①南伊豆町が主催及び共催、後援する事業において、協会加盟団体の会員等を派遣する事業(町事業) A青野川マラソン Bフェスタ南伊豆(注)	②姉妹都市(塩尻市)及び交流自治体(杉並区・横浜市)等関係市町村との交流事業において、協会加盟団体の会員等を派遣する事業	協会加盟団体の個人または団体が郡大会及びそれに準ずる大会以上の公式大会に出場する場合の助成事業 練習試合や交流試合は不可。大会要項があること。要項に“郡大会”等の表記が必要	子供達へのスポーツ活動推進事業 町スポ少年団づくり。 県スポ少年団加入推進事業 県の認定員及び団員登録に係る負担金に対する補助 (令和2年度登録は、空手部と野球部)	会員以外の町民に還元する事業を開催しスポーツ技術を広める。(無料) スポーツ人口のすそを広める。 ・体験教室の開催 ・会員以外を対象とした教室の自主開催	協会長が認める町の体育事業に寄与する活動 (例)全国の高いスキルを持つ指導者や競技者を招聘し、協会加盟団体や周辺地域の指導者及び競技者を対象とした講習会の自主開催等		
補助額	一律10,000円 また、リスク管理費として、別途予算の範囲内で救急医療用品や医薬品代として10,000円程度支給出来る。	事業費全額補助(飲食費除)但し、1団体10,000円を上限とする。(年1回)	1団体10,000円(年1回)	A会員派遣 1団体10,000円(1事業) B会員派遣(注) 1団体5,000円以内(1事業・会費の範囲内)	交流事業においては1人あたり2,000円とし年間20,000円を上限とする。	1大会毎に10,000円 (1団体につき年2回を限度とし、20,000円を上限とする。)	年間 10,000円	1団体 5,000円 (年1回 1事業) 体験教室のチラシや新聞記事、開催時中の写真等、開催した証明が必要【募集チラシの内容にて】	1団体 10,000円 (年1回 1事業) 開催チラシと新聞記事等、講習会を開いた様子の写真などの証明が必要【募集チラシの内容にて】	合計	
1	剣道部	10,000		10,000	15,000		20,000		10,000	65,000	
2	空手道部	10,000			15,000		20,000	10,000	5,000	70,000	
3	テニス部	10,000	10,000		15,000					35,000	
4	バレーボール部	10,000			15,000		10,000			35,000	
5	陸上部	10,000			15,000					25,000	
6	少年野球スポーツ少年団	10,000	10,000	10,000	15,000		20,000	10,000	5,000	80,000	
7	サッカースポーツ少年団	10,000	10,000		15,000		20,000		5,000	60,000	
8	グラウンドゴルフ部	10,000			15,000				5,000	30,000	
合計		80,000	30,000	20,000	120,000	0	90,000	20,000	20,000	20,000	400,000

①補助金は飲食・宴会費に使用しない。  
 ②領収書は、使途が判るよう、内容を明記する。(補助金の監査資料のため)  
 ③県や町から補助金を受けている団体からの補助や助成、他団体からの交付金や補助金との二重交付にならないように申請に注意する。《町補助金の二重取り》  
 ④町から、出張旅費や費用弁償が支出されるものは対象外。(町から依頼された交流事業で費用が支給されるもの)  
 ⑤1つの“冠”大会で申請対象となるのは、1補助とする。予選会と決勝や、開催会場ごとに分けて申請できない。

県スポーツフェスタは、補助対象外とする。県からの補助金を受領し配分済。(実施した団体のみ)  
 県スポ協に町の補助金から負担金を支出している。これにより、県からフェスタ開催費用等の補助を受けている。  
 県スポ協負担金は、町の補助金から支出。振込手数料等も町の補助金から支出している。

青野川マラソンはOK  
 河津～下田駅伝は、町の後援等なし  
 ウルトラマラソンは、補助事業活動対象外とし、ボランティア派遣となります。

# 令和3年度 申請見込を記入してください。

## 部 補助金見込額(予定)

### 巻末資料③

注) 1事業(大会)で申請できる事業は、1補助とする。一つの事業をA~Gに分けて該当させない。 注) 町等から出張旅費や費用弁償等経費が支出されるものは対象外。

注) 年度末の申告の際に全体の活動費が大幅に増えた場合、当初予算に照らし補助額を調整させて頂くことがあります。

#### 【注意】

町の補助金をスポ協の補助金として、各団体へ交付するため、申請時には以下のことについて注意してください。

収支報告 予算・決算 受講した証明 証明が必要 証明が必要 証明する物が必要 証明する物が必要 証明する物が必要

	*	A	B	C-①	C-②	D	*E	*F	*G		
交付対象事業	(加入会員の)健康増進事業	協会加盟団体が実施する町長杯や町主催及び共催、後援する競技種目開催に対する事業	協会加盟団体の指導者が県主催等の指導者講習会に参加し資格等を取得する場合(県少年団登録を含む)の指導者育成事業	①南伊豆町が主催及び共催、後援する事業において、協会加盟団体の会員等を派遣する事業(町事業) A青野川マラソン Bフェスタ南伊豆(注)	②姉妹都市(塩尻市)及び交流自治体(杉並区・横浜市)等関係市町村との交流事業において、協会加盟団体の会員等を派遣する事業	協会加盟団体の個人または団体が郡大会及びそれに準ずる大会以上の公式大会に出場する場合の助成事業 練習試合や交流試合は不可。大会要項があること。要項に“郡大会”等の表記が必要	子供達へのスポーツ活動推進事業 町スポ少年団づくり。県スポ少年団加入推進事業 県の認定員及び団員登録に係る負担金に対する補助(令和2年度登録は、空手部と野球部)	会員以外の町民に還元する事業を開催しスポーツ技術を広める。(無料) スポーツ人口のすそを広める。 ・体験教室の開催 ・会員以外を対象とした教室の自主開催	協会長が認める町の体育事業に寄与する活動 (例)全国の高いスキルを持つ指導者や競技者を招聘し、協会加盟団体や周辺地域の指導者及び競技者を対象とした講習会の自主開催等		
補助額	一律10,000円 また、リスク管理費として、別途予算の範囲内で救急医療用品や医薬品代として10,000円程度支給出来る。	事業費全額補助(飲食費除) 但し、1団体10,000円を上限とする。(年1回)	1団体10,000円(年1回)	A会員派遣 1団体10,000円(1事業) B会員派遣(注) 1団体5,000円以内(1事業・会費の範囲内)	交流事業においては1人あたり2,000円とし年間20,000円を上限とする。	1大会毎に10,000円(1団体につき年2回を限度とし、20,000円を上限とする。)	年間 10,000円	1団体 5,000円(年1回 1事業) 体験教室のチラシや新聞記事、開催時中の写真等、開催した証明が必要【募集チラシの内容にて】	1団体 10,000円(年1回 1事業) 開催チラシと新聞記事等、講習会を開いた様子の写真などの証明が必要【募集チラシの内容にて】	合計	
1	剣道部	10,000									
2	空手道部	10,000									
3	テニス部	10,000									
4	バレーボール部	10,000									
5	陸上部	10,000									
6	少年野球スポーツ少年団	10,000									
7	サッカースポーツ少年団	10,000									
8	グラウンドゴルフ部	10,000									
9											
合計											

①補助金は飲食・宴会費に使用しない。  
②領収書は、使途が判るよう、内容を明記する。(補助金の監査資料のため)  
③県や町から補助金を受けている団体からの補助や助成、他団体からの交付金や補助金との二重交付にならないように申請に注意する。《町補助金の二重取り》  
④町から、出張旅費や費用弁償が支出されるものは対象外。(町から依頼された交流事業で費用が支給されるもの)  
⑤1つの“冠”大会で申請対象となるのは、1補助とする。予選会と決勝や、開催会場ごとに分けて申請できない。

県スポーツフェスタは、補助対象外とする。県からの補助金を受領し配分済。(実施した団体のみ)  
県スポ協に町の補助金から負担金を支出している。これにより、県からフェスタ開催費用等の補助を受けている。  
県スポ協負担金は、町の補助金から支出。振込手数料等も町の補助金から支出している。

青野川マラソンはOK  
河津～下田駅伝は、町の後援等なし  
ウルトラマラソンは、補助事業活動対象外とし、ボランティア派遣となります。